

知っておきたい

屋外広告物の表示ルールと手続きの概要

伊豆の国市では、良好な景観の形成、風致の維持、公衆への危害の防止を図るため、屋外広告物の表示についてのルール（伊豆の国市屋外広告物条例）を定めています。

市内において、屋外広告物の表示や広告物を掲出する物件を設置する場合には、事前の申請・許可が必要です。景観に配慮した美しいまちを目指して、皆様のご協力をお願いします。

1 屋外広告物とは・・・

屋外広告物法では「屋外広告物」を次の4つの要件を満たすものとしています。（屋外広告物法第2条）

■「常時又は一定の期間継続して表示」されるもの

（街頭などで配られるビラやチラシは含まれません。）

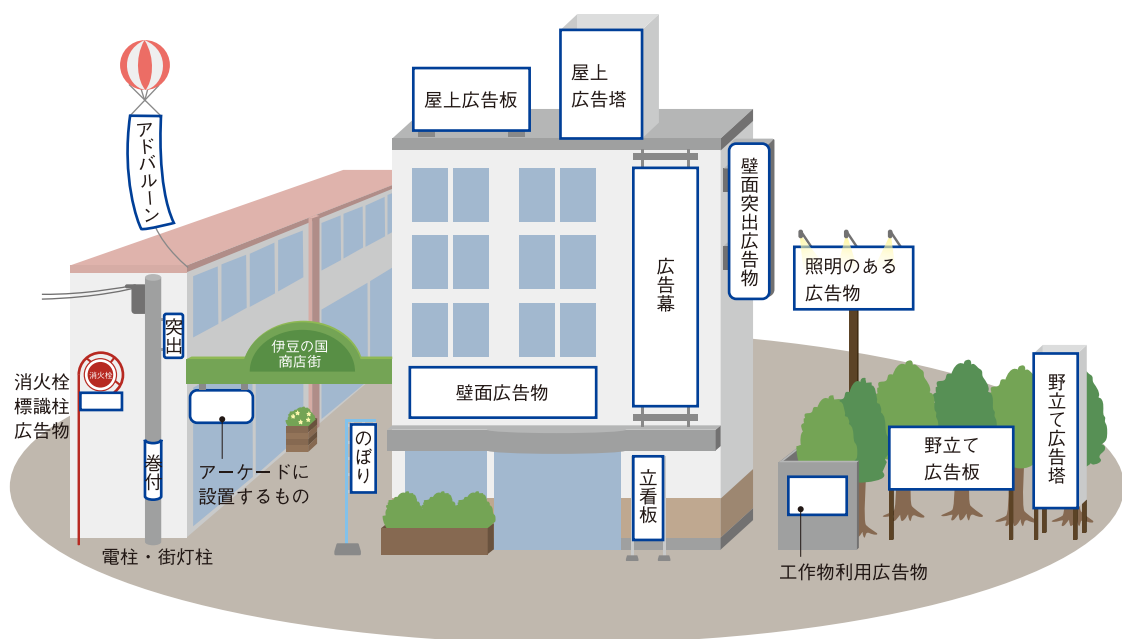
■「屋外で表示」されるもの

（建物の内部や自動車の窓ガラスの内側に表示されるものは含まれません。）

■「公衆（不特定多数の人）に対して表示」されるもの

（駅の改札口の内側や野球場の中などに表示されるものは含まれません。）

■「看板、立看板、はり紙、はり札、広告塔、広告板、建物その他の工作物に掲出・表示」されるものやこれらに類するもの



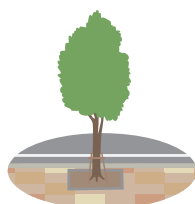
伊豆の国市

2 屋外広告物をつけてはいけない物件があります

公共性の高いものや安全上の理由から、原則として広告物をつけてはいけない物件があります。(市条例第4条)



橋



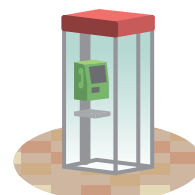
街路樹



道路標識



郵便ポスト



電話ボックス

3 多くの屋外広告物は、掲出する際に許可が必要です

伊豆の国市内には、屋外広告物の表示、設置を原則として禁止している地域(特別規制地域)や、設置する場合に許可が必要な地域(普通規制地域)などがあります。(市条例第3条、第5条、第7条)



伊豆の国の誇れる景観を皆でつくりあげていきましょう

広告の種類

自家広告物

自己の氏名、名称、店名、商標、事業、営業内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所、作業場に表示、設置するもの



案内図板

名称、矢印、距離などの必要最小限の表示により、事業所等への誘導を図るもの



一般広告物

自家広告物や案内図板に該当しない広告物



規制地域

特別規制地域
(原則、屋外広告物の表示等を禁止している地域)

第1種特別規制地域

特に良好な住環境の形成や自然環境、歴史景観の保全が望まれる地域

第2種特別規制地域

国道の沿線など広告物が集中する恐れの高い地域や都市公園や学校などの公共性の高い施設の敷地

普通規制地域
(原則、屋外広告物の表示に際し、事前に許可を受けなければならない地域)

第1種普通規制地域

市街地や主要な道路などの沿線の地域

第2種普通規制地域

商業地域及び容積率300%以上の近隣商業地域

広告整備地区
(地区の特性に合わせて、規制の強化を図る地域)

韮山反射炉周辺広告整備地区

国道136号バイパス沿道広告整備地区

表示面積5㎡以内は許可申請不要

表示面積10㎡以内は許可申請不要

表示面積20㎡以内は許可申請不要

表示面積4㎡以内は許可申請不要

表示面積5㎡以内は許可申請不要

申請不要の表示面積を超えた場合、全ての広告物の許可申請が必要

全て許可申請が必要 注1)

全て許可申請が必要

全て許可申請が必要 注1)

設置不可

全て許可申請が必要 注2)

全て許可申請が必要

設置不可

注1) 野立てのもの、電柱や街灯柱などを利用するもの、消火栓標識柱を利用するもの以外への広告物設置は不可。

注2) 告示で指定する幹線道路の両側100m以内又は鉄道の両側500m以内かつ用途地域以外の区域(後退距離規制適用地域)は、野立ての一般広告物は禁止。

4 許可の基準（主なもの）

（1）共通基準

- 蛍光塗料は、保安上必要なものを除き使用しないこと
- 裏面、側面及び脚部は、美観を損なわないものであること
- 構造は、風雨等により破損、落下等のおそれのないものであること
- 色彩はその周辺の景観と著しく不調和でないこと など

（2）個別基準

広告物の種類や規制地域区分によって、面積や高さなどの基準が設けられています。

- 1特** 第1種特別規制地域 **2特** 第2種特別規制地域 **後退** 後退距離規制適用地域
1普 第1種普通規制地域 **2普** 第2種普通規制地域
葦反 葦山反射炉周辺広告整備地区 **BP** 国道136号バイパス沿道広告整備地区

広告板

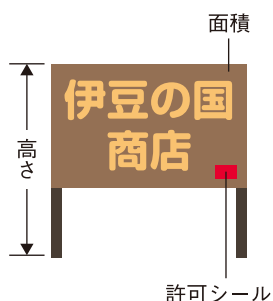
- ・高さ5m以下

- 1特** **2特** **後退**
1普 **2普** **BP**

- ・表示面積の合計
30㎡以内

葦反

- ・表示面積の合計4㎡以内
(葦山反射炉アクセスゾーンは10㎡以内)



広告塔

1特

- ・高さ10m以下
- ・1面の面積30㎡以内

2特 **後退** **1普** **2普** **BP**

- ・高さ15m以下
- ・1面の面積30㎡以内

葦反

- ・高さ5m以下
- ・表示面積は4㎡以内
(葦山反射炉アクセスゾーンは10㎡以内)



壁面利用広告、塀利用の看板、はり紙・はり札・立て看板

- ・壁面の端、塀の上端や両側端から突き出ないこと
- ・窓その他の開口部を覆わないこと

1特 **2特** **後退** **1普** **BP**

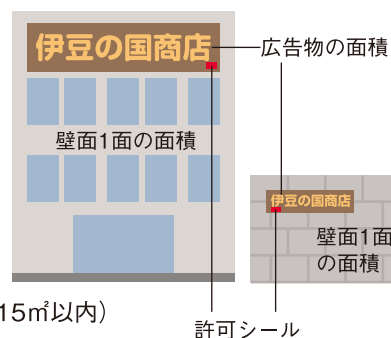
- ・壁面1面の面積<300㎡の場合、表示面積は、壁面面積の1/5以内
(ただし、壁面面積の1/5<15㎡の場合は15㎡以内)
- ・壁面1面の面積≥300㎡の場合、表示面積は、壁面面積の1/10以内
(ただし、壁面面積の1/10<60㎡の場合は60㎡以内)

2普

- ・表示面積は、壁面面積の1/5以内 (ただし、壁面面積の1/5<15㎡の場合は15㎡以内)

葦反

- ・表示面積は4㎡以内 (葦山反射炉アクセスゾーンは10㎡以内)



案内図板

- ・高さ5m以下
- ・表示面積は片面3㎡以内、両面6㎡以内
- ・協同(5者以上)で表示する場合は、片面10㎡以内、両面20㎡以内
- ・事業所等の名称、矢印(必須)、距離などの必要最小限の表示。サービス内容、商品名、住所、電話番号等、地図の表示不可(診療科目は可)
- ・写真、絵(商標を除く)の表示不可

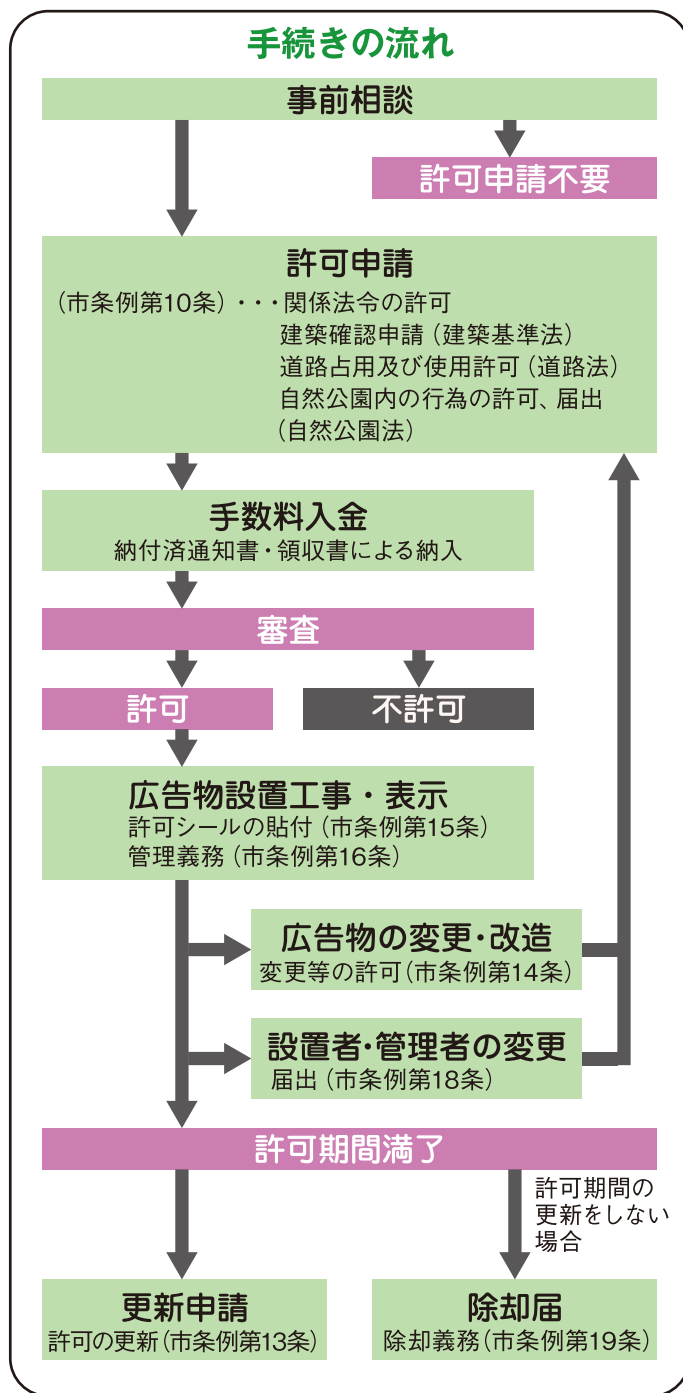


注)「葦山反射炉周辺広告整備地区」「国道136号バイパス沿道広告整備地区」の案内図版の基準は異なります。

一部の基準を掲載しています。詳細は伊豆の国市都市計画課までお問合せください。

5 許可申請手続きの流れ

景観の維持及び危険防止を図るため、多くの屋外広告物は、市条例に基づく伊豆の国市長の許可が必要となります。



【広告物を掲出する方へのお願い】

事前にご相談ください

屋外広告物の多くは許可が必要です。許可申請に先立ち、担当課へご相談ください。

許可申請に伴い手数料がかかります

設置・表示する広告物の数や表示面積に応じて所要の申請審査手数料がかかります。詳細は担当課までお問い合わせください。

関係法令の許可が必要となる場合があります

道路を占有・使用する場合には、道路占用許可や道路使用許可が必要となります。また、高さが4mを超える広告塔や広告板を設置する場合には建築確認が必要です。(関係課へご相談ください)

各申請書は市のホームページからダウンロードできます

新規・変更・更新・除却の届出に必要な書類は担当課にご確認ください。

伊豆の国市 屋外広告物条例施行規則

[検索](#)

許可シールを貼ってください

許可を受けた広告物へは、発行する許可シールを貼るとともに、適正な管理に努めてください。

安全点検を行ってください

広告物の倒壊や落下による事故を防ぐため、定期的に安全点検を実施し、常に良好な状態を保つようにしてください。

建築確認が必要な広告物を設置するときは、屋外広告物業の届出を行った者、または講習会修了者など、管理者を置かなければならないこととなっています。

許可の有効期限を守ってください

許可の有効期間は通常3年です。また、はり紙やはり札、立て看板などの簡易広告物は30日以内です。表示の必要がなくなったときは、速やかに除却してください。(除却届)

許可の有効期限後も引き続き表示するときは、更新の手続きを行ってください。

お問い合わせ先

屋外広告物に関すること

伊豆の国市都市整備部都市計画課
〒410-2292
静岡県伊豆の国市長岡340番地の1
TEL 055-948-2909
FAX 055-948-1468

建築確認に関すること

静岡県沼津土木事務所建築住宅課
〒410-0055
静岡県沼津市高島本町1-3
TEL 055-920-2224
FAX 055-926-5527

道路占用及び使用に関すること

伊豆の国市都市整備部建設課
〒410-2292
静岡県伊豆の国市長岡340番地の1
TEL 055-948-2908
FAX 055-948-1468